

令和元年度 例規マネジメント 見直し対象例規(条例・規則等)

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市建築協定条例	昭和49年3月30日 大府市条例第27号	建築住宅課	建築基準法第69条の規定により、条例で定めることにより、土地の所有者等が建築協定を締結できるようにすることができるため、条例で定めることは適切である。	つつじヶ丘団地を最後に建築協定は締結されておらず、締結の予定もないが、今後締結される可能性がゼロでない以上、敢えて条例を廃止する必要はない。 内容について、一部の自治体では、区画整理に係る協定の場合を規定しているが、本市では区画整理に係る協定締結の予定がないことから、改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
2	条例	大府市火入れに関する条例	昭和60年3月29日 大府市条例第3号	農政課	森林法第21条の規定に基づき、市長の許可を受けて火入れをしなければならないところ、義務を課し、又は権利を制限する規定があるため、条例で定めることは適切である。	これまでこの条例に基づき、許可の手続がされた記録はないが、畔焼きが火入れに該当する場合は、森林法の規定により市長の許可が必要である可能性がある。	要検討	条例で許可が必要となる「火入れ」について、法律上の定義はないが、市として対象となる行為を整理する必要がある。
3	条例	大府市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成4年6月29日 大府市条例第23号	都市計画課	都市計画法第16条第2項の規定により、地区計画案は、条例で定めるところにより、土地所有者等利害関係者の意見を求めて作成する必要があるため、条例で定めることは適切である。	原案を縦覧し、意見を提出してもらおうという内容は、全国的に共通しており、改正の必要はない。ただし、多くの自治体では、縦覧期間満了後1週間意見を提出することができるのに対し、本市では、縦覧期間満了日までに意見を提出する必要がある。期間満了間近に縦覧をした利害関係者に意見提出の機会が実質的には保障されず、意見を提出できる期間が短くなってしまっているため、意見提出期限について改正を要するものとする。	改正	改正対応済み(令和2年第1回定例会(3月議会))
4	公平委員会規則	大府市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則	昭和46年4月1日 大府市公平委員会規則第2号	公平委員会	地方公務員法48条の規定に基づき、公平委員会規則で定めることは適切である。	条文中の軽微な事項について誤りがあるほか、必要な様式を定めるべきである。	改正	改正対応済み(令和2年3月26日公布)
5	公平委員会規則	大府市公平委員会公印規則	昭和46年4月1日 大府市公平委員会規則第6号	公平委員会	地方公務員法8条5項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることは適切である。	趣旨と公印の種類について定めたのみであり、保管や作成・改刻に関すること等に係る規定がないため、他自治体や本市の他の執行機関の例に倣い、条文の見直しが必要である。	改正	改正対応済み(令和2年3月26日公布)
6	訓令	大府市職員章はい用規程	昭和47年9月1日 大府市訓令第6号	秘書人事課	職員が着用する職員章(バッジ)について定めたもので行政内部の管理運営事項に当たるため、訓令で定めることは適切である。	2条1項に規定する「公務員としての品位を保ち、身分を表す」という職員章はい用の目的は他の方法(職員証の携帯、名札着用等)でも達成可能である。神戸市など廃止している自治体もある。	廃止	廃止対応済み(令和2年3月26日告示)
7	訓令	大府市職員被服貸与規程	昭和49年3月30日 大府市訓令第5号	秘書人事課	職員(保育士、給食調理員)に対し貸与する被服のルールについて定めたもので行政内部の管理運営事項に当たるため、訓令で定めることは適切である。	保育士用被服(スモック)について、市で購入したものを使用する機会が園行事に限られ、公費を投入する必要性が低いため、廃止する。併せて新規採用職員分のみ貸与事務を秘書人事課で行っていたが、令和2年度からは、事務の効率化の観点から、保育課・学校教育課で行うこととする。	改正	改正対応済み(令和2年3月26日告示)
8	規則	大府市火入れに関する条例施行規則	昭和60年3月29日 大府市規則第6号	農政課	大府市火入れに関する条例第13条に基づき、規則で定めることは適切である。	注意報名や引用する条、様式に誤りがある。	改正	改正対応済み(令和2年3月26日公布)